Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本町は、上川総合振興局管内中川郡に位置し、稚内市と旭川市のほぼ中間で、西部に天塩山地、東部に函岳を主峰とする北見山地を望む盆地にあって、町域中央を南北に貫流する天塩川沿岸に集落が形成されています。

当町の総面積は、６７，２０９ｈａであり、森林面積は、５７，６９７ｈａで総面積の８６％を占めている。民有林面積は、５７，６９６ｈａでその内訳は、一般民有林６，０３４ｈａ、道有林５１，６６２ｈａとなっています。そのうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は１３，４９０ｈａであり、人工林率２３．０％で全道平均２６．９％を下回っています。また、道有林を除く一般民有林の人工林面積は、３，３７９ｈａで人工林率５６．０％となっています。人工林の大半は、若齢林分であり今後保育や間伐を適正に実施していくことが重要であります。

当町の林分は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林と広葉樹と針葉樹が混交する天然林がモザイク状に配置された林分構成となっています。また森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから、それぞれの地域にあった森林整備を進めることが必要であります。

菊丘、吉野、斑渓西部、玉川、報徳北部、仁宇布、辺渓地区は、カラマツやトドマツの造林が多い地区であり伐期を迎える林分が多いことから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効利用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要であります。

斑渓東部など天然性の広葉樹が広く存し、水道取水施設等が多く見られる地域は、水源涵（かん）養機能など森林の持つ公益的機能を発揮できる森林整備が重要であります。

また、小車地区は、豊かな森林の特性を活かした森林空間の整備がなされ、森林、林業とのふれあいの場が提供されています。

なお、六郷、報徳南部など地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあり、下流域に農地がある地区については、山地災害防止機能の高い森林の整備に配慮するものとします。

２　森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。また、これらを踏まえ、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林について「水源涵（かん）養林」、山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林について「保健・文

化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脈の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能 文化機能生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林		林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
		特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

【その他必要な事項】

ア　長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ　森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適

切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ　種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

３　森林施業の合理化に関する基本方法

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、関係機関等関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（１）　立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については、以下に示す皆伐又は択伐によることとします。

ア　皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、的確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

イ　択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林の構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

（2） 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。
伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

（3） 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。
なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

（4） 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

（5） 集材路とは立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な自然条件及び社会的条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めています。
なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

樹種		標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	ヤナギ（注1）	5
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2）	25

（注1） 敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。
（注2） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

3 その他必要な事項

ア　適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ウ　次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

　a　確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

　b　土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

　c　野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

エ　伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ　伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

　なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

　また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ　特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

　特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

　人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

（１）人工造林の対象樹種

ア　人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定することとします。

イ　多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ　育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　育成単層林を導入又は維持する森林

a　寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵（かん）養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

b　地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

c　植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

d　植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

e　効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

f　コンテナ苗は、裸苗に比べて植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第２の１の（２）のアのＣの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

【植栽本数】

仕立ての方法	樹　　種　　（単位：本/ha）				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	２，５００	２，５００	２，５００	２，５００	３，５００
中庸仕立て	２，０００	２，０００	２，０００	２，０００	２，５００
疎仕立て	１，５００	１，５００	１，５００	１，５００	１，５００

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとします。

植栽時期	樹　　種	植　栽　期　間
春　植	トドマツ、アカエゾマツ	～６月上旬
	カラマツ、その他	～６月上旬
秋　植	トドマツ、アカエゾマツ	９月上旬～11 月上旬
	カラマツ、その他	９月下旬～11 月下旬

イ　育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

２　天然更新に関する事項

（１）天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０㎝程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林（注3）では成立本数が立木度（注4）３以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注5）に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０㎝程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。

ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う

場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成 24 年 5 月 15 日付森林第 111 号森林計画課長通知）によることとします。

（注１）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が１０m以上になる樹種です。

（注２）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注３）「幼齢林」とは、伐採後おおむね１５年生未満の森林をいいます。

（注４）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数×10 （注6）

（注５）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注６）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

①　気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②　水源涵（かん）養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

（2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】

森林の区域（林小班）	参考
2林班 2 3林班 29, 50 4林班 32, 45 5林班 1, 4, 12, 31, 36～38, 59, 64, 70, 76, 88, 108, 121, 124～127, 146, 148, 160, 161, 178, 180～182, 184～186, 188 7林班 6 8林班 8～15, 17, 23, 24, 31～33, 35, 39～41, 43～48, 51, 52, 57～63, 65～79 9林班 7, 11, 12, 19, 24, 26, 28～30, 32, 35, 36, 38, 44～46, 64 10林班 51, 77, 78, 82, 84～89, 124～131, 133～135, 174 11林班 1, 21, 35 12林班 1, 3, 9, 29, 42, 47 13林班 119 14林班 26, 41 15林班 14, 19, 178, 221 16林班 90 18林班 209 20林班 19, 102, 116～124, 128, 129, 131, 133, 141, 162, 170, 172～175, 178, 198, 203, 218, 246～248, 262, 263 21林班 22, 59, 93 23林班 155 24林班 111 25林班 17, 76, 85, 104, 124, 134 26林班 2, 8, 31, 33, 51～55 27林班 55, 58 28林班 8, 82～84, 86, 88～90, 135, 142, 154, 169, 185, 187～192, 194～197, 202, 204～206 29林班 38, 69, 70 31林班 59 32林班 101, 102	① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林 ② 水源涵（かん）養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

【道有林】

森林の区域（林小班）	参考
15 林班　01～06, 15, 31, 41, 51～54, 98 16 林班　01, 02, 51～56, 98 17 林班　01, 04～09, 15, 31～37, 51～58 18 林班　02, 09, 16, 31, 51～54 19 林班　01～03, 06, 07, 15, 29, 31, 32, 51～53 20 林班　01～03, 13, 29, 31～33, 41, 51～56 21 林班　01, 02, 19, 41 22 林班　01～03, 10 23 林班　01～03, 09 24 林班　01～10, 31, 32, 41, 51～58, 97 39 林班　01, 06～08, 10～17, 22, 30～39, 52, 58～72, 74～76, 98 76 林班　01～06, 19, 29, 31, 41, 51～59 77 林班　02, 03, 05～09, 19, 21, 29, 31～33, 41～44 78 林班　01～03, 09, 41～45, 51～54 79 林班　01, 03, 41～44, 51～53 80 林班　03. 19. 32. 34. 36. 51. 57 102 林班　01～05, 31, 32, 41, 51～60, 98 238 林班　02～06, 31～34, 51～56, 58～67, 98 242 林班　08～10, 31～37, 41, 51～72 243 林班　01～05, 10, 31, 32, 51～55, 98 244 林班　01～03, 05, 12, 41, 51～54, 98 245 林班　01～05, 16, 31, 32, 41, 51～54, 98 258 林班　01～04, 06, 07, 20, 32, 33, 41, 52, 98 259 林班　01～05, 07～09, 18～20, 31～33, 41～45 260 林班　01～03, 41 261 林班　01, 98 262 林班　01～04, 21, 41 263 林班　01, 21, 98	水資源保全ゾーン

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

４　森林法第１０条の９第４項の伐採の中止又は造林命令の基準

（１）更新に係る対象樹種

ア　人工造林の場合：１の（１）による

イ　天然更新の場合：２の（１）による

（２）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

２の（２）において記載している「５年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

５　その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

（１）　間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

（２）　間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹　種 (生産目標)	施　業　体　系	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	１９	２６	３４	４２	－	選木方法　定性及び列状 間 伐 率 (材積率)　２０～３５% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：７年 標準伐期齢以上：８年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	１７	２３	３０	３８	－	選木方法　定性及び列状 間 伐 率 (材積率)　２０～３５% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：７年
ｱｶｴｿﾞﾏﾂ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	２６	３３	４３	５２	６５	選木方法　定性及び列状 間 伐 率 (材積率)　２０～３５% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：９年

注1）「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。
注2）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

（３）　保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

２　保育の作業種別の標準的な方法

（1） 下 刈 り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

（2） 除 伐

下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

（3） つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本に、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとします。

作業種別	樹種	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下 刈 り	カラマツ	⇔	⇔	⇔							
	トドマツ	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔					
	アカエゾマツ	⇔	⇔	⇔	⇔	⇔					

樹 種	年 / 植栽	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
カ ラ マ ツ	春	△											
	秋		△										
ト ド マ ツ	春	△											
	秋		△										
アカエゾマツ	春				△							△	
	秋					△							△

（注1） ・下刈は、現地の状況に応じて、省略や各年での実施、早期終了を検討します。年２回の下刈は、植栽木と下層植生の競合状況などを把握した上で、必要な場合のみ実施することとします。

（注2） ・カラマツにはグイマツとの交配種を含み、アカエゾマツにはエゾマツを含む

△：つる切り、除伐

３ その他必要な事項

（1）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、 森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保全は、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に原生的な森林生態系を構成している森林や希少な野生生物が生育・生息する森林、生態系の配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全機能の発揮を期待する森林については、野生生物の生息や希少な植生の分布地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水源涵（かん）養林	水源涵（かん）養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外

	影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする
保険・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業（注）を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乗せゾーニング】

森林区域		区域の設定基準	施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵養（かんよう）林のうち、属地的に水源涵養（かんよう）機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小（注2）及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

（注１）「上乗せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。
（注２） 皆伐を行う場合の面積は、原則として１０ヘクタールを上限として市町村森林整備計画で定めることとします。

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

（２）森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行い、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産・３４㎝	中庸仕立て	５０年
トドマツ	一般材生産・３０㎝	中庸仕立て	５０年
アカエゾマツ	一般材生産・２８㎝	中庸仕立て	８０年

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

３　その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、１の公益的機能別施業森林の区域に

重複して次の区域を設定します。

（1）水資源保全ゾーン

ア　区域の設定

水源涵(かん)養林のうち、属地的に水源涵(かん)養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、林小単位で定める。特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の水源涵(かん)養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表２のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

（2）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

（3）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることと

します。

第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、５ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の９７%、面積の７４%と大半を占めています。また、管内の一般民有林のうち、５７%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２ 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

３ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

４ 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を、町を介して意欲と能力のある町内林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進方向

本町の森林面積は５７，６９７ｈａで、道有林が５１，６６２ｈａと全森林面積の約９０％を占めています。一般民有林のうち私有林が５，０４５ｈａで、町有林は９９２ｈａとなっています。

私有林面積の４２％にあたる２，１３９ｈａが不在村者所有森林であります。その私有林は、合理的経営の指標となる森林施業計画を共同で樹立しています。

施業の動向では一般民有林のうち人工林の面積は３，３７９ｈａで、人工林の５割がⅧ令級以下の林分であり、間伐や保育を積極的に推進する必要があります。

事業の推進については、森林組合が中心になって進めており、ほとんどが森林組合への委託施業となっているが、木材需要の低迷から森林所有者の施業への意欲は消極的であります。

しかし一方では、森林に対する公的機能の高度発揮が求められており、良質な林分づくりをめざすため森林所有者の施業意欲の啓発に努め、適正で効率的な森林整備を行うための施業の共同化を推進します。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

個人所有森林の経営規模は小さく、５ｈａ以下の所有者が大半を占めています。森林整備の集団化が可能な地区においては、間伐、保育等の施業の共同化によりまとまりのある施業規模を確保し、施業コストの低減を図ります。さらに計画的で安定した事業量を、確保するため施業実施協定を推進し、森林組合等の林業事業体の経営の安定・向上を図ります。

また、不在村所有者に対する森林組合への加入促進と、施業推進の働きかけを行ない、適正な森林施業の実行と森林組合への施業委託を促進します。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めます。

（１）　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、並びに、利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

（２）　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

（３）　共同施業実施者の一人が（１）または（２）により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれることの　ないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　路網の整備に関する事項

（１）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

ア　路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準　　単位　路網密度：m／ha

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	施業対象外	－	－

注）1「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。
グラップル、フォワーダ等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。

このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等を活用した車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地（0°～15°）	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
	フェラーバンチャ	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				（ハーベスタ・プロセッサ）
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ）
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	（ハーベスタ）	（フォワーダ）
中傾斜地（15°～30°）	チェーンソー ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		（ハーベスタ・プロセッサ）
			ハーベスタ・プロセッサ	（ハーベスタ・プロセッサ）

※　（ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。
※　【】は、集材方法
※ 集材《木寄せ》工程において、ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙﾛｰﾀﾞ（全幹）を集材に活用している事例がある。

イ　路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考

斑渓地区	155.11ha	斑渓線	１，１００ｍ	①	１０林班
小車地区	312.57ha	小車線	１，４７０ｍ	②	３２林班
仁宇布地区	566.91ha	仁宇布線	１，３００ｍ	③	１８林班
六郷地区	303.82ha	六郷線	４，０００ｍ	④	２６、２７林班
島呂布地区	176.04ha	島呂布線	２，２００ｍ	⑤	４林班
紋穂内地区	233.52ha	紋穂内線	１，１００ｍ	⑥	３、６林班
大手地区	110.70ha	大手線	１，０００ｍ	⑦	３１林班
報徳地区	375.15ha	報徳線	１，７００ｍ	⑧	２８，２９林班
菊丘地区	505.83ha	菊丘線	８００ｍ	⑨	１５，１６林班
吉野地区	282.18ha	吉野線	１，８００ｍ	⑩	１１，１３林班
西里地区	139.98ha	西里線	７００ｍ	⑪	３０林班
玉川地区	131.69ha	玉川線	１，０３０ｍ	⑫	２４林班

（２）作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア　基幹路網に関する事項

ａ　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整備第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

ｂ　基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化されるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

（１）一般民有林

単位　延長：Ｋｍ　面積：ｈａ

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		美深町	西里		1				
拡張	自動車道（改良）		美深町	小車		3				法面保全

（２）道有林

単位　延長：Ｋｍ　面積：ｈａ

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道専用道	美深町	シアッシリ線	4.8	2	334	○		起点：字仁宇布 終点：字仁宇布
〃	〃	〃	〃	１０林班線	2.4	1	282	○		起点：字泉 終点：字泉
	小計				7.2	3				

拡張	自動車道（改良）		〃	七線沢		1				局部改良
〃	〃		〃	パンケ		1				局部改良
〃	〃		〃	パンケ右の沢		1				法面保全
〃	〃		〃	松山下	0.1	1		○		法面保全
〃	〃		〃	オテレコッペ		2				法面保全
〃	〃		〃	２９線沢	0.1	1		○		法面保全
	小計				0.2	7				

イ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月 16 日８林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（３）細部路網の整備に関する事項

細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

（４）その他必要な事項

ア　土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備に当たっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ　林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。

また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

ウ　林道の開設等に当たっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、階段的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・企業などの林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善・労働安全対策の強化並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極

的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（1）人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

（2）林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。

特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械化の促進方向

林業就業者の減少及び高齢化の傾向の中、林業の活性化を図っていくためには、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下に努めなければなりません。

また、将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題であります。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を促進し、生産コストの低減と安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区　　分	現　　況	将　　来
伐　　倒	チェンソー ハーベスタ フェラーバンチャ	チェンソー ハーベスタ 車両系ハーベスタ フェラーバンチャ

造　　材	チェンソー ハーベスタ プロセッサ	チェンソー ハーベスタ 車両系ハーベスタ プロセッサ
集　　材	スキッダ	スキッダ フォワーダ
運　　材	グラップル付トラック	グラップル付トラック

（３）林業機械化の促進方策

林業機械の導入に関する方策は次のとおり。

ア　ハーベスタ、グラップル、スキッダ、フォワーダ等の高性能林業機械の導入

イ　森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進

ウ　間伐の早急な実施を推進するため、林内作業車、集材機等の導入

エ　高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等の推進

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（１）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、 原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同化・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

（２）木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図ります。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

本町の林産業は製材、チップ等２工場である。原木は大部分を道有林に依存している。今後道有林の原木供給量は漸減傾向にあり、さらに小径木化など質的にも低下するものと考え

られるが、木材供給の安定と質的向上を図るため、企業の協業化、素材の共同生産を追求する必要があります。

さらに道有林、一般民有林の林分構成から見て今後は間伐材が増加するため、木材の高度利用の観点から低質材を加工生産により付加価値を増大させていく必要があります。現在の流通組織は、個別分散的取引が大部分で市場性に乏しく、木材流通の効率化、流通コストの低減を妨げている。このため需要動向に対する情報収集体制の強化を図り地元木材の供給の安定化を促進します。

・林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材チップ製造	東６北１	6,100 ㎥	1				
チップ製造	南町	19,000 ㎥	2		24,800 ㎥		

（３）木質バイオマスの利用促進

林地未利用材等を含めた原料調達、チップ製造・保管、販売まですべて町内で行う「町内循環型」の木質バイオマス利用を進め、二酸化炭素排出量の削減を図るほか、資金を町内で循環させることでの産業活性化を図ります。

木質バイオマス利用では、原料の安定的確保が重要と考え、美深町、北海道、美深町林業経営安定化対策推進協議会の３者で「美深町木質バイオマス原料安定供給に関する協定」を締結し、安定供給に向けた取組を推進していきます。

４　その他必要な事項

豊かな森林を活用し、町民が健康で文化的な生活を営み、明るく住みよい環境を確保するため、住民や都市地域の住民に心身をリフレッシュしてもらうための快適な森林空間づくりを推進します。

また、資源循環型社会の実現に向け、森林認証制度の導入について検討を行い持続可能な森林経営をめざします。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

１　鳥獣害の防止に関する事項

（１）　エゾシカによる森林被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（ａ）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表３とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

（ｂ）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を

地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

（２）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。

２　森林病害虫の駆除又は予防の方法等

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（２）その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、本町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

３　鳥獣害対策の方法（１に掲げる事項を除く）

（１）エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する

などの対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

（2） 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

（3） 森林の保護にあたっては、町、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

４ 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

５ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、美深町林野火入れに関する条例を遵守します。

６ その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当林分なし

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

（2）その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行います。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定します。

また、区域を設定するときは森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定します。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めます。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないものとします。

① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林
② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置若しくは造成された森林

１ 保健機能森林の区域

該当なし

２ 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法

該当なし

３ 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備

該当なし

４ その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備、交通の安全、円滑な確保に留意します。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

１ 森林経営計画の作成に関する事項

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、市町村森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

（ａ）Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
（ｂ）Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法
（ｃ）Ⅱの第６の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第７の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
（ｄ）Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく計画

大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもった区域について、次のとおり設定します。

区域名	林　　班	区域面積（ｈａ）
該当無し		

２　森林の整備を通じた地域振興に関する事項

林地残材などの利用促進を図り、地材地消を推進し特用林産の取り組みに努めます。

３　森林の総合利用の推進に関する事項

小車地区の「小車創造の森」の区域内には、かつて美深町でみられた原生林状態の森林が観察できることから、来訪者に森林に対する理解を深めてもらうことのできる森林の整備と併せ森林づくりへの直接参加を推進します。

４　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）　地域住民参加による取り組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと、地域住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要であります。

また、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて、体験活動等様々な形での森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者等の理解と協力を得ながら開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

（２）　上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

（３）　法第１０条の１１の８第２項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

（４）　青少年の学習機会の確保に関する事項

森林に関する学習機会の確保や、森林について学ぶことができる場所の整備等、青少年の森林学習機会の確保に努めます。

５　その他必要な事項

（１）　特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえでその実施の確保を図ります。

なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定します。

（２）　法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法は、個々に指定施業要件が定められているが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は保安林制度の一環として行われるので留意が必要であります。

a　主伐の方法

(ｱ) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｲ) 伐採方法は、次の３区分とする。

・伐採方法の指定無し（皆伐を含む。）

・択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）

・禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

b　伐採の限度

(ｱ) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

(ｲ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められている。

・水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、２０ｈａ以下とする。

・土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、１０ｈａ以下とする。

・その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、２０ｈａ以下とする。

(ｳ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅２０m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

(ｴ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

(ｵ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。
また、２回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採をしようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が１０分の３を超えるときは１０分の３（指定施業要件で定めた条件を満たす場合には１０分の４）とする。

c　特例

(ｱ) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。

(ｲ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とする。

(ｳ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から１０年以内とする。

d　間伐の方法及び限度

(ｱ) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所とする。

(ｲ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の１００分の３５を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

e　植栽の方法及び期間

(ｱ) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければならない。

(ｲ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内に行わなければならない。

イ　その他の制限林

その他の制限林における伐採方法については、表１のとおりとします。

表１　その他の制限林における伐採方法

区　　分	伐　採　方　法

その他の制限林	(1)　原則、択伐とし、伐採率は蓄積の３０％以内とする。 (2)　鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とする。 (3)　砂防指定地内の森林で、次の該当する場合は皆伐を行うことができる。 ①　伐採面積が１ヘクタール未満のもの。 ②　森林施業計画で皆伐として計画されたもの。

（３）森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

（４）森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

六郷地区、斑渓左の沢地区は、水資源の涵（かん）養機能や土砂流出防備機能を特に発揮させる必要があることから、適切な森林整備を図ります。

（５）森林施業共同化重点実施地区

特になし

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

１　共通のゾーニング

【一般民有林】

区 分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　班	
水源涵(かん)養林	1	67, 86, 88, 152	2.04
	4	50, 91, 92, 94, 97	14.68
	5	24, 31, 43, 82, 88, 89, 126, 127, 161, 162	17.36
	8	全域	184.23
	9	7～12, 19～22, 24～28, 31, 32, 36～46, 64	74.85
	18	14, 16, 48, 49, 51, 76, 83, 84, 86, 90, 93, 95, 101, 105, 108, 125, 132, 133, 148, 150, 159, 171, 179, 182, 189, 201	60.33
	20	19, 102, 116～124, 128, 129, 131, 141, 162, 170, 172～175, 178, 198, 203, 218, 246～248, 262, 263	42.89
	28	1, 82～84, 86, 88～90, 92～102, 106～111, 135, 154, 168, 169, 182～185, 187～192, 194～196, 204～206	60.05
山地災害防止林	1	16, 18, 26, 27, 32, 59, 61, 66, 80, 100, 101, 105, 106, 108～113, 123, 135, 140, 141, 143, 144, 161～167, 172, 173, 176, 178～180, 186, 191, 192, 196, 202, 203～206	112.50
	2	2, 15, 17, 18, 22～24, 28, 37, 38	19.72
	3	6, 12, 20, 35, 52	4.64
	5	1, 4, 12, 32, 36～40, 42, 44, 45, 64, 70, 74, 76, 81, 108, 121, 124, 125, 146, 148, 160, 180～182, 184～186, 188	47.18
	7	13, 15, 16, 18～22, 57, 92, 108, 109, 153, 154	46.12
	9	3, 5, 29, 30, 33～35, 65	48.23
	10	187, 188	0.43
	11	131, 133～136	2.37
	16	7, 32～39, 41. 42, 46～48, 52, 53, 105, 110, 111, 114, 147, 155 156, 202～205, 208, 209, 228	31.56
	18	2, 5, 18, 27, 40, 44～47, 50, 69, 73, 77, 122, 154, 157, 160, 161, 200	59.50
	20	12, 14, 17, 18, 20～23, 25～28, 30, 36, 37, 50, 80, 90, 111, 113 127, 134, 140, 146, 210, 215, 259	30.00
	22	15, 37, 38, 99, 101, 105, 132, 133, 182, 201～208	12.24
	23	8, 26, 32, 33, 56, 107	12.12
	24	49～51, 58, 61, 66～70, 99, 100, 102, 103, 109, 110	9.81
	26	全域	140.35
	27	3, 32～37, 47, 49, 55, 58, 66, 93, 118	22.89
	28	48, 155, 209～215	2.40
	30	110, 111	3.28
	32	4, 5, 33, 34, 36, 43～45, 47, 63, 65, 79～81, 84～86, 103, 110 113, 131, 155, 197, 231, 237, 241, 242	57.14
生活環境保全林	1	42, 43, 46, 50, 56, 58, 60, 62～65, 136～139, 197	17.85
	10	33, 37, 51, 77, 78, 82, 84～89, 124～131, 133～135	16.99
	21	38～43, 45～49, 60, 70, 95	11.53
保健・文化機能等維持林	32	46, 116, 142, 238	5.99
木材等生産林	1～32	上記以外	
特に効率的な施業が可能な森林	1	10～12, 19, 24, 38, 40, 41, 48, 54, 82, 85, 87, 94～99 102～104, 107, 120, 130, 142, 145, 146, 150, 151, 153, 155, 156, 158, 160, 185, 187～190, 193～195	68.49
	2	25, 36, 39, 40, 41, 43, 45, 47, 48, 50～55, 136	23.38

3	1～3, 5, 7, 10, 16, 19, 21, 27, 28, 30, 33, 34, 36, 37, 40 41, 43～48, 51, 53～60, 64, 67～70, 72, 73, 75, 76 78, 80～84, 86, 88～91	59.37
4	1, 3, 4, 8, 10, 17, 20, 21, 23, 28, 29, 34, 37, 40, 41, 44, 46, 47, 49, 51, 57, 60, 62, 65～69, 71, 78～85, 87～90 95, 96, 98～103	107.65
5	2, 3, 5～7, 11, 14, 17, 19, 20, 22, 23, 41, 46, 48, 50～55 57, 67, 68, 84, 85, 92, 98, 100, 101, 103～105, 112, 128 129, 131～133, 135～139, 141～145, 147, 150, 152, 163～166, 169, 175～177, 179, 183, 187	169.61
6	2, 4, 6, 7, 17, 18, 24, 26, 30, 32, 38, 40～43, 46～53, 55 56, 61～63, 67, 68, 71～74, 78, 80, 81～84, 86, 89, 93～96, 99～114, 118, 121～134, 136, 138, 139	88.93
7	2, 7, 9, 10, 14, 25, 30, 33, 37, 39, 40, 43～52, 54, 63 65, 68～71, 73～75, 77～83, 86～91, 100～105, 107 111, 150, 155～160, 165, 170～172	113.27
9	6	0.28
10	9, 12, 13～15, 18, 20, 21, 23, 25, 29～31, 34, 35, 42, 43 48, 52, 64～66, 73, 75, 95～97, 101, 103～109, 112, 114 139～142, 146, 148, 150, 152～158, 160～169, 172, 173 175～182, 184～186, 189, 190	89.78
11	3, 7, 8, 14～17, 20～22, 25, 27, 28, 30～33, 36, 38, 39 41, 43, 44, 47, 50, 51, 53, 54, 61～64, 73, 77, 79, 80 85～87, 89～91, 120, 125～130, 132	96.48
12	5～7, 13, 16, 17, 20～22, 25, 36～41, 43～45, 48～51 60～62, 64～66, 70, 75, 77, 78, 82, 84, 85, 90～92, 94～96, 99, 100, 102, 103, 105～107, 113～115, 126	148.64
13	2～4, 6, 8, 9～11, 15～17, 22～24, 26, 28, 32, 35, 37, 41 43, 45, 50, 53, 55, 59, 68, 69, 71, 80, 82～85, 88, 90, 91 93, 101, 105 ～ 107, 109 ～ 118, 123 ～ 125, 127 ～ 134, 136, 141～143, 145, 146	99.06
14	1, 3, 5, 6, 8～16, 19, 27, 32, 33～36, 38, 40, 42～56, 58 59,	40.09
15	3, 5～7, 9, 10, 12, 16, 20, 23, 24, 26～29, 32～34 37, 38, 40～44, 48～50, 52, 56, 58, 61, 62, 64～66, 72 73, 75, 76, 79～81, 86, 87, 96, 97, 100, 101, 103, 104 106～108, 110, 111, 114～118, 120, 123～127, 130 131, 133～138, 140, 141, 143, 145, 146, 152～154 157～166, 168～175, 181, 183, 187, 190～193, 198 201, 203, 204, 206, 222, 224, 226, 227, 229, 230, 233 238, 239, 241～247, 251～259, 261, 264～266, 268, 269	174.29
16	1, 2, 4, 5, 10～12, 14～16, 19, 22, 25～29, 43, 44, 50, 51 57, 58, 61, 65～68, 70, 72～75, 78, 79, 82～84, 86, 87 97～101, 107, 109, 115～117, 119～122, 124～134, 140 141, 143 ～ 145, 148 ～ 150, 159, 161 ～ 165, 166, 200, 201, 206 207, 210～215, 220～222, 225, 226	191.95
17	1, 4, 6, 8, 16, 18, 31, 37, 38, 47, 54, 57, 58, 65, 67, 69～73, 75～79, 89～94, 100～103	95.84
18	8, 10, 13, 24～26, 29, 31, 33, 34, 37～39, 56, 71, 72, 75 102～104, 106, 107, 111, 112, 116, 117, 123, 126～131 135, 136, 139, 143, 145, 152, 155, 156, 162～165, 170 172, 176～178, 180, 184～186, 188, 190～192 194～199, 202～208	117.53
19	1, 5, 12, 14, 22, 24, 26, 27, 33, 41～45, 50, 53, 56 58～63, 65～68, 70～72	42.94

		20	2, 4, 7, 8, 11, 24, 29, 33～35, 40, 43, 47, 51, 54, 55, 61 63～66, 68, 72, 74, 75, 79, 83, 85, 87, 89, 92, 98, 109 110, 115, 135, 142～144, 148, 150～154, 156～161 163～166, 176, 179, 181～184, 187, 189, 192～197 199～202, 204, 205, 211～214, 222～228, 231～233 237, 238, 240, 241, 243～245, 249, 252, 253, 258, 260 264, 266	116.62
		21	1, 3, 4, 7, 9, 11, 13, 16～18, 21, 24, 25, 29, 30, 33, 34 36, 50～57, 64～66, 69, 71, 74, 77～80, 90～92, 96, 97	48.91
		22	2～7, 10, 13, 14, 16～22, 25～28, 31, 34, 42, 43, 46, 50 53, 57～62, 74, 76～78, 83, 85, 91, 94～96, 100, 102 107, 108, 110～112, 114～116, 120, 121, 127～131, 135 137, 140～143, 147, 149～154, 156～159, 161～163 165, 169, 171, 175, 178, 181, 183, 186, 189～199 209～211, 215, 216	97.22
		23	1, 3, 4, 10, 15, 17, 20, 24, 25, 27, 29, 30, 34～43, 45, 47 48, 52, 53, 67, 70, 80～82, 86～92, 100～102, 105 108～110, 112～139, 143～151, 157, 160, 161	138.93
		24	3, 4, 6, 8, 9, 17, 19, 23, 25, 29, 35, 37～41, 43, 46, 52, 55 56, 62, 73～76, 78～81, 83～97, 104～108	58.27
		25	2～5, 7～9, 11, 15, 16, 18, 20, 21, 24, 25, 29～31, 33, 41 42, 44, 46～50, 52～56, 58, 59, 62, 63, 65, 68, 70～72, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 100～103, 105～110, 113～121 125～129, 132	117.58
		27	4, 6, 8, 9, 10, 16, 19, 20, 23, 26, 29, 39～41, 43, 44, 46 50, 51, 54, 56, 57, 61, 63, 65, 71, 72, 79, 81～85, 87～92 94～103, 106～111, 113～116, 119	64.54
		28	2, 3, 7, 9～11, 13, 15～18, 21, 23, 24, 31, 41, 42, 49, 51 52, 54, 61, 69～74, 76～78, 104, 113, 120, 122, 124, 125 128, 132, 138～141, 143, 145, 146, 148～150, 152, 153 160, 161, 164, 165, 170, 171, 174～176, 178, 186, 193 198～201, 203, 207, 208	77.1
		29	9～11, 14, 15, 29, 31, 36, 37, 40, 50, 51, 62～64, 68, 74～78, 81～94, 96～99	59.43
		30	4, 6, 8, 10～14, 23, 31, 34, 37, 43, 45, 46, 52, 54, 55, 58 59, 66～75, 77, 78, 88, 90～93, 95, 96, 105～109, 112	59.03
		31	1, 8, 10, 11, 13, 15, 16, 18, 19, 21, 22, 24, 36, 43, 44, 50 56～58, 61, 62, 64, 68, 69	51.12
		32	3, 8, 19, 25, 26, 28, 35, 37, 39, 40, 50, 54, 56, 61, 64 66～68, 72, 73, 75, 76, 78, 83, 87, 89, 92, 95～97 100, 104～107, 109, 111, 112, 117～122, 124, 128, 130 132, 133, 137～141, 143, 145, 149, 150, 154, 156～162 166～171, 175, 177～186, 188～191, 194, 196, 198～205, 207, 210, 232, 234, 239, 240	124.33

【道有林】

区分	森林の区域		面積（ha）
	林班	小班	
水源涵(かん)養林	2	01～03. 05. 06. 51～54. 56. 58. 60～62. 64～70. 98	36, 141. 19
	5～ 30	全域	
	36～ 81	全域	
	83～109	全域	
	143～145	全域	
	238	全域	
	242～251	全域	
	254～255	全域	
	256	01～04. 51～53. 55～64	
	258～266	全域	

山地災害防止林	1	全域	
	2	04.07.57.95	19,002.10
	3～4	全域	
	14	01.02.04.06.10.11	
	19	01.29	
	22	01～03	
	23	09	
	25	01.03.04.41	
	26	03.06.10.29	
	27	03.04.10.29.33	
	28	03.04.12	
	29	01.02.05.10.31	
	30	21.54	
	31～35	全域	
	41	20	
	63	21	
	75	20	
	76	19	
	82～87	全域	
	110	01～14.31.42.51～55.98	
	111	01～07.42.51	
	112	全域	
	113	01～08.41.42.51～56	
	114	01.05.41.51.52	
	115	01.03	
	116～140	全域	
	141	01.02.15.16.29.41～43	
	142	01.02.28.41～43.49	
	225～241	全域	
	246	02.15	
	247	05.15	
	252～253	全域	
	255	07	
	256	03.21.60.61	
	257	全域	
	258	07.20	
	259	04.08.18～20.32.33	
	260	01.03	
	262	02	
	264	08	
	265	01	
生活環境保全林	該当なし		
保健・文化機能等維持林	1	全域	
	2	03	7,587.04
	34	02	
	35	01	
	36	02	
	42	15	
	43	15	
	44	15	
	45	08.44	
	46	13	
	48	15	
	49	15	
	53	14	
	54	14	
	55	10.11	

	56 57 58 60 61 62 64 65 66 67 68 72 74 78 79 83 86 88 90 91 94 106 110 111 113 114 115 117 118 120 126 128 130 131 135 136 137 138 139 140 141 142 225 226 227 228 238 258 259 260 261 262 263 265 266	01 08 01.02.41 23 15 15 12 19 15 07 18.43 09 11 02 03. 15 15 15.46 13 04～07 04.10.11 19 27～29 20.28.29 27～29.98 05.20.28.29 01.03.28.29 03.44 01.41.42 10.11 06.43 01.07.41.42 02.10.42 20 15 41 15.43 15 15 24 15.16.29.98 28.49.98 05.08.17 04 16 09 03 06 03 02 01 03.21 01.21.98 02 05.21	
木材等生産林	2 5～6 8～10 25 26	01.02.05.06.51～54.56.58.60～62.64～70.98 全域 全域 02.05.52～55.58～64.98 02.04.05.08.09.31～33.51～55	9,265.86

	27	01.02.06.07.31.32.34.51～58	
	28	51～55	
	36	01.51～55.57～59.98	
	37～38	全域	
	40	06,31～34.41.51～54	
	41	01.02.31.41.42.51～72	
	42	01.21.41.51～72	
	43	01.41.51.52	
	44	01. 31～33.41～43.51～61.63	
	45	01.02.41～43.51～58	
	46	01～05.41～44.51～59	
	47	01～03.41～43.51.52	
	49	01.02.41.42.51～55	
	50	01～05.21.31.54.55.98	
	51	01.02.31.33.41.42. 51～54.61.98	
	61	01～03.05～08.20.31.41～43.51～53.55.56.58～64.96.98	
	69～70	全域	
	71	01.02.41～43.51～54	
	75	01.02.07.31.32.41.42.52.54～56.58.60～65.67.69～79	
	80	01.04～06.21.31.33.35.37.38.41～43.52～56.98	
	81	全域	
	100	01～03.31.32.41.51～62.90.98	
	101	全域	
	103	全域	
	105	全域	
	143	01.41.51～56.58.59	
	144	01.52～57.60～64	
	145	01.02.51～60	
	251	01.02.51～61.80～82.98	
	254	全域	
	255	01.02.04～06.08.31～37.41.51～59	
	256	01.02.04.51～53.55～59.62～64	

２ 上乗せのゾーニング

【一般民有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	20	19.102.116～124.128.129.131.141.162.170.172～175.178.198.203.218.246～248.262.263	42.89
	28	1.82～84.86.88～90.135.154.169.185.187～192.194～196.204～206	35.68

【道有林】

区 分	森 林 の 区 域		面積（ha）
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	15～ 24 39 76～ 79 80 102 238 242～245 258 259～263	全域 全域 全域 03.19.32.34.36.51.57 全域 全域 全域 01～04.06.07.20.32.33.41.52.98 全域	9,087.14
生物多様性保全ゾーン			
水辺林タイプ（注１）			339.96

		34	02	
		35	01	
		36	02	
		225	05.08	
		226	04	
		238	03	
	保護地域 タイプ	2	03	7,191.77
		42	15	
		43	15	
		44	15	
		45	08.44	
		46	13	
		48	15	
		49	15	
		53	14	
		54	14	
		55	10.11	
		56	01	
		57	08	
		58	01.02.41	
		60	23	
		61	15	
		62	15	
		64	12	
		65	19	
		66	15	
		67	08	
		68	18.43	
		72	09	
		74	11	
		78	02.03	
		79	03	
		83	15	
		86	15	
		88	15.46	
		90	13	
		91	04～07	
		94	04.10.11	
		106	19	
		110	27～29	
		111	20.28.29	
		113	27～29.98	
		114	05.20.28.29	
		115	01.03.28.29	
		117	03.44	
		118	01.41.42	
		120	10.11	
		126	06.43	
		128	01.07.41.42	
		130	02.10.42	
		131	20	
		135	15	
		136	41	
		137	15.43	
		138	15	
		139	15	
		140	24	
		141	15.16.29.98	
		142	28.49.98	
		225	17	
		227	16	

		228 258 259 260 261 262 263 265 266	09 06 03 02 01 03.21 01.21.98 02 05.21	

注１　生物多様性保全ゾーンのうち水辺林タイプのゾーニング区域は該当小班内の河川の両岸から原則20m区域とし、面積は該当小班全体を記載しています。

別表２　森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区 分	施業の方法		森林の区域 林班	森林の区域 小班	面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１）
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		1	67.86.88.152	2.04	主伐林齢：標準伐期齢＋10 年以上 皆伐面積：20ha 以下
			4	50.91.92.94.97	14.68	
			5	24.31.43.82.88 89.126.127.161 162	17.36	
			8	全域	184.23	
			9	7～12.19～22. 24～28.31.32. 36～46.64	74.85	
			18	14.16.48.49.51 76.83.84.86.90 93.95.101.105. 108.125.132. 133.148.150. 159.171.179. 182.201	60.33	
			28	92～102. 106～111.168. 182～184	24.84	
		伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）	20	19.102.116～ 124.128.129. 131.141.162. 170.172～175. 178.198.203. 218.246～248. 262.263	42.89	主伐林齢：標準伐期齢＋10 年以上 皆伐面積：10ha 以下
			28	1.82～84.86. 88～90.135. 154.169.185. 187～192.194～ 196.204～206	35.68	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）					主伐林齢：注 3 の表による 皆伐面積：20ha 以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1	26.27.32.42.43 46.50.56.58～ 65. 80.100.110～ 113.136～139. 172.173.176. 178～180.186. 191.192.197. 202.203	68.19	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する
			2	2.15.17.18.22. 23.24.28.37.38	19.72	

		3	6. 12. 20. 35. 52.	4. 64	
		5	1. 4. 12. 32. 36～40. 42. 44. 45. 64. 70. 74. 76. 81 108. 121. 124. 125. 146. 148. 160. 180. 181. 182. 184. 185. 186. 188	47. 18	
		7	13. 15. 16. 18～22. 57. 92. 108. 109. 153. 154	46. 12	
		9	3. 5. 29. 30. 33. 34. 35. 65	48. 23	
		10	33. 37. 51. 77. 78 82. 84 ～ 89. 124～131. 134. 135. 187. 188	17. 42	
		11	131. 134～136	2. 37	
		16	52. 53. 105. 110. 111. 203. 209. 228	8. 44	
		18	2. 5. 18. 27. 40. 44～47. 50. 69. 73. 77. 122. 154. 157. 160. 161. 200	59. 50	
		20	12. 127. 140	2. 24	
		21	38～43. 45～49. 60. 70. 95	11. 53	
		22	15. 37. 38. 99. 101. 105. 132. 133. 182. 208	8. 96	
		23	8. 26. 32. 33. 56. 107	12. 12	
		24	66～70. 109. 110	2. 94	
		27	3	0. 48	
		28	48. 155. 209. 210～215	2. 40	
		30	110. 111	3. 28	
		32	4. 5. 33. 34. 36. 43～47. 63. 65. 79～81. 84～86. 103. 110. 113. 116. 131. 142. 155. 197. 231. 237. 238. 241. 242	63. 13	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	16. 18. 66. 101. 105. 106. 108. 109. 123. 135. 140. 141. 143. 144. 161～167. 196. 204～206	62. 16	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する

			16	7.32～39.41. 42.46.47.48. 114.147.155. 156.202.204. 205.208	23.12	
			20	14.17.18.20～ 23.25～28.30. 36.37.50.80. 90.111.113.134 146.210.215. 259	27.76	
			22	201～207	3.28	
			24	49.50.51.58.61 99.100.102.103	6.87	
			26	全域	140.35	
			27	32～37.47.49. 55.58.66.93. 118	22.41	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林					特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注１　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区あたりの伐採面積は１０ｈａ以下とする必要があります。

注３　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

樹種		主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ トドマツ カラマツ（グイマツとの交配種を含む） その他針葉樹 カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） その他広葉樹	９６年以上 ６４年以上 ４８年以上 ６４年以上 ４８年以上 ６４年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹 〃　広葉樹	９６年以上 １２８年以上

【道有林】

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準（参考）（注１）
		林班	小 班		
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	2	51～54.56.58.60～62.64～70	5,955.64	主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：20ha 以下
		5	51～55.57～59.61～63		
		6	52～56		
		7	51.53～62		
		8	51～58		
		9	51～57		
		10	51～61		
		11	51～55		
		12	51.52		
		13	51		
		14	51～56		
		25	52～55.58～64		
		26	51～55		
		27	51～58		
		28	51～55		
		29	51.52		
		30	51～53		
		36	51～55.57～59		
		37	51～63		
		38	51.53～66		
		40	51～54		
		41	51～72		
		42	51～72		
		43	51.52		
		44	51～61.63		
		45	51～58		
		46	51～59		
		47	51.52		
		49	51～55		
		50	54.55		
		51	51～54.61		
		52	51.52.61.62		
		53	51		
		61	51～53.55.56.58～64		
		62	51～54		
			51.60.61		
		64～68	51		
		69	51～59		
		70	51～72		
		71	51～54		
		72	51.52		
		73	51～53		
		74	51		
		75	52.54～56.58.60～65.67.69～79		
		80	52～56		
		81	51～55		
		88	51.52		
		89.90	51～53		
		92	51.52		
		93	51		
		95	51～56		
		96	51.53～59		
		97	51.52		
		98	51～59		

	99 100 101 103 105 106 107 109 143 144 145 246 247 248 249 250 251 254 255 256 258 264 266	51～54.56 51～62 51.53～58.60～63.65.67～73 51～59 51～67 51～55 51～54 52～60 51～56.58.59 52～57.60～64 51～60 51.53.54 51～55 51～60.62.63 51～57 51～62 51～61.80～82 51～58.60.61.63～67.69.70. 75～79 51～59 51～53.55～59.62～64 51 51～53 51～53		
伐採面積の 規模の縮小を行うべき森林(注２)	15 16 17 18 19 20 24 39 80 102 242 243 244 245 258	51～54 51～56 51～58 51～54 51～53 51～56 51～58 52～72.74～76 51.57 51～60 51～72 51～54 52～54 51～54 52	851.24	主伐林齢： 標準伐期齢＋10 年年以上 皆伐面積： 10ha 以下
択伐による複層林施業を推進すべき森林	2 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	01.02.05.06.98 01.98 01.98 01～07.31.32.98 01.98 01.02.31 01.02.07.31 01.11.12.31～34.41 01～03.31～35.41.42 01.02.15.31～33.41～43.98 03.15.41～44.57.58 (01～06).(15).(31).(41).(98) (01).(02).(98) (01).(04～09).(15).(31～37) (02).(09).(16).(31) (02).(03).(06).(07).(15).(31).(32) (01～03).(13).(29). (31～33). (41) (01).(02).(19).(41) (10) (01～03)	20,929.95	主伐林齢： 標準伐期齢＋10 年以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する ※（ ）小班は「水源保全ゾーン」と重複 面積：5,551.32ha

	24	(01～10).(31).(32).(41).(97)		
	25	02.05.98		
	26	02.04.05.08.09.31～33		
	27	01.02.06.07.31.32.34		
	29	03.32		
	30	01.31		
	36	01.98		
	37	01.98		
	38	01.90.98		
	39	(01～08).(10～17). (22).(30～39).(98)		
	40	01.02.06.07.14.31～34.41		
	41	01～03.31.41.42		
	42	01.02.21.41		
	43	01.02.41		
	44	01.02.31～33.41～43		
	45	01.02.41～43		
	46	01～05.41～44		
	47	01～03.41～43		
	48	01		
	49	01.02.21.41.42		
	50	01～06.21.31.98		
	51	01～03.31～33.41.42.62.98		
	52	01～04.25.31～35.41～45.63.98		
	53	01.03.31～33.41～44.98		
	54	01～03.21.31.41		
	55	01.98		
	56	98		
	57	04.05.41.98		
	58	98		
	59	全域		
	60	01.02.41～49.98		
	61	01～08.20.31.41～43.96.98		
	62	05～07.20.31.41～48.96		
	63	01.02.31～33.41.42		
	64	01.02.04.31.41～45		
	65	01.02.31.32.41～45		
	66	01.02.16.41～44		
	67	01.41		
	68	01.17.41.42.44.46.47		
	69	01.98		
	70	01～04.06.31.32.42.43		
	71	01.02.07.41～43		
	72	01.02.09.11.41～44		
	73	01.03～06.31～34.41		
	74	01～05.31.41.42		
	75	01.02.06.07.31.32.41.42		
	76	(01～06).(29).(31).(41).(51～59)		
	77	(02).(03).(05～09).(19).(21).(29) (31～33).(41～44)		
	78	(01～03).(09).(41～45).(51～54)		
	79	(01).(41～44).(51～53)		
	80	01.(03).04～06.(19).21.31.(32).33. (34).35.(36).37.38.41～43.98		
	81	01～03.05.06.31.32.41.42.98		
	88	02.04.31～33.41～47		
	89	01～06.31～34.41～44		
	90	01～03.22.31.41.42		
	91	01.02.41～47		
	92	01～03.05.19.21.31～34.41～45		

		93	01～03.21.22.41.42.45.46		
		94	01.03.41.43～47		
		95	01～05.21.31.41		
		96	01～04.07.31.41～46		
		97	01.02.06.21.22.41～43		
		98	01.02.06.31.41～43		
		99	01～03.05.10.31.90		
		100	01～03.10.31.32.41.90.98		
		101	01～05.31.41～44.98		
		102	(01～05).(31).(32).(41).(98)		
		103	01～07.15.31～33.41.42		
		104	全域		
		105	02～08.31～34.41～43		
		106	08～11.31～33		
		107	03.11.12.31～34.41.42		
		108	全域		
		109	01.02.04.06.08.10～12.31～35.41.98		
		143	01.03.41		
		144	01.02.58.59		
		145	01～03		
		242	(08～10).(31～37).(41)		
		243	(01～05).(10).(31).(32).(98)		
		244	(01～03).(05).(12).(41).(51).(98)		
		245	(01～05).(16).(31).(32).(41).(98)		
		246	01.03.05～08.31～33.52.98		
		247	01～04.10.31.32.98		
		248	01～05.07.08.31～38.41.61.98		
		249	01～06.27～42.49.98		
		250	01.02.04～08.10.11.31～38.41		
		251	01～03.98		
		254	01		
		255	01.02.04～06.08.31～37.41		
		256	01.02.04		
		258	(01～04).(32).(33).(41).(98)		
		259	(01).(02).(05).(07).(09).(31).(41).(45)		
		260	(41)		
		262	(01).(04).(41)		
		264	07.09.31.41		
		265	03～04		
		266	04.06.31		
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	2	57	2,819.80	主伐林齢： 注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		3	51.54～69.71～77		
		4	51.53.55～64.66～68.73.74		
		31	51.53～56.58～60		
		32	51～54		
		33	51.52		
		34	51～55		
		35	51～59		
		82	51.52		
		110	51～55		
		111	51		
		112	51～55.57～61		
		113	51～56		
		114	51.52		
		116	51～56		
		119.121	51.52		
		127.129	51		
		131	51～58.60		

		132 133 134 135. 136 137 138 140 225. 226 227 230 233 234. 235 236 237 239 240 241 252 253 257	51～55 51～54 51 51～55 51 51～58 53 51～54 56 51 53 51～55 51～53 51～53. 55～60. 62. 64～67 51～62. 64. 65 51～62 51～59 51～55. 57 51. 52. 54～69. 71. 73～80 51～55		
		30 83～86 87 256	54 51. 52 51. 52. 54. 55 60. 61	151. 17	主伐林齢： 注３の表による 皆伐面積：20ha 以下 ※水源涵(かん)養機能維持増進森林と重複
	伐採面積の規模を縮小を行うべき森林	238	51～56. 58～67	195. 85	主伐林齢： 注３の表による 皆伐面積：10ha 以下 ※水源涵(かん)養機能維持増進森林と重複
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1 2 3 4 31 32 33 34 35 82 110 111 112 113 114 115 116 117. 118 119 120 121 122～126 127 128 129 130 131	全域 04. 07. 95 01. 02. 70. 98 01. 02. 31. 32 01. 02. 21. 33. 52. 57 01～04. 06. 31～34. 98. 99 01. 02. 31. 33. 41. 98 02～04. 09. 98 01～03. 98 01～09. 31～37. 41. 42 01～14. 27～29. 31. 42. 98 01～07. 20. 28. 29. 42 01～05. 10. 31～38. 41 01～08. 27～29. 41. 42. 98 01. 05. 20. 28. 29. 41 全域 01～08. 11. 15. 31～36. 41～43. 98 全域 01～05. 11. 31. 32. 41. 42 全域 01. 02. 31. 41～45 全域 02～07. 28. 29. 42～44 全域 01～05. 29～35. 41～45 全域 01～05. 10. 20. 29～31. 41～44. 59. 98	12, 702. 12	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する

		132 133 134 135 136 137 138 139 140 141. 142 225 226 227 228. 229 230 231. 232 233 234 235 236 237 239 240 241 252 253 256 257	01～03. 05. 29. 31. 32. 41. 42 01. 02. 20. 29. 31. 41～44 01～05. 31. 32. 41. 42 01～07. 10. 11. 15. 29. 41 01. 29. 31. 32. 41 01～05. 10. 15. 29. 31. 32. 41～43 01. 04. 15. 31 全域 22～25. 41～43. 51. 52. 54 全域 01～10. 17 01～04. 19. 31 04～11. 16. 21. 41. 42. 51～55 全域 01～05. 09. 10. 12. 13. 21. 22. 52. 98 全域 01～07. 15. 30. 51. 52. 98 01～05 01 01～07. 31 01. 02 01 01. 31. 32 01～03. 15. 21 01～03. 31. 95 01～04. 07. 31. 98 21 01. 02. 56. 98		
		2 14 19 22 23 25 26 27 28 29 30 36 41 42～44 45 46 48. 49 53. 54 55 56 57 58	03 01. 02. 04. 06. 10. 11 (01). (02). (03) (09) 01. 03. 04. 41 03. 06. 10. 29 03. 04. 10. 29. 33 03. 04. 12 01. 02. 05. 10. 31 21 02 20 15 08. 44 13 15 14 10. 11 01 08 01. 02. 41	8,057.34	主伐林齢： 標準伐期齢＋10 年年以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する ※水源涵(かん)養機能維持増進森林と重複 ※(　)小班は水資源保全ゾーンと重複 面積：2,488.73 ha

		60 61.62 63 64 65 66 67 68 72 74 75 76 78 79 83 84 85 86 87 88 90 91 94	23 15 21 12 11 15 07 18 09 11 20 (19) (02).(03) (01).(03).(44).(52) 01.03.05.15.29.31.33.34.41～43.45 01～03.29.31～33.41～46 01～08.21.41.44.46 01～07.15.42～44 01～07.31.41.42.44.55 15.46 13 04～07 04.10.11		
		106 238 246 247 255 256 258 259 260 261 262 263 264 265 266	19 (02～06).(31～34). 02.15 05.15 07 03 (06).(07).(20) (03).(04).(08).(18～20).(32). (01～03) (01) (02).(03).(21) 全域 08 01 05.21		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

別表３　鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ｈａ）
エゾシカ	1～7. 10～13. 15～21. 23～25. 27. 29～31 林班	4, 758. 16

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ｈａ）
エゾシカ	1～19. 24～47. 49～54. 59～76. 80. 81. 109～114. 116. 128～136. 143～145. 225～260. 262. 264～266 林班	34, 331. 40